

お知らせ (厚生労働大臣が定める揭示事項)

当院では、以下の事項について東北厚生局岩手事務所に届出を行い、保険給付を実施しております。
詳しくは、受付窓口（事務局）にお問い合わせ下さい。

1. 入院基本料に関する事項

(1) 急性期一般入院料 4

当病院では、1日に67人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
なお、各病棟毎の配置は次のとおりです。

		4階東病棟	4階西病棟	5階東病棟	5階西病棟
1日の看護職員数		17人以上	17人以上	17人以上	16人以上
看護職員受持数	日勤帯	4人以内	5人以内	4人以内	5人以内
	準夜帯	9人以内	16人以内	13人以内	16人以内
	深夜帯	9人以内	16人以内	13人以内	16人以内

(2) 精神病棟入院基本料 15対1

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8時30分～夕方16時30分（日勤帯）まで、看護職員1人当たりの受持ち数は4人以内です。
- ・ 夕方16時30分～深夜 0時30分（準夜帯）まで、看護職員1人当たりの受持ち数は7人以内です。
- ・ 深夜 0時30分～朝 8時30分（深夜帯）まで、看護職員1人当たりの受持ち数は7人以内です。

また、朝8時30分から夕方16時30分までの時間帯には、身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく看護要員3人が勤務しています。

2. DPC対象病院に関する事項

当病院では、厚生労働大臣よりDPC対象病院の指定を受けて入院にかかる費用をDPC/PDPS（包括評価制度）にて算定しており、当院の医療機関係数は 1.4372 となっています。

3. 東北厚生局長へ届出している事項

3-1. 食事療養に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供されます。
なお、入院時食事療養費の標準負担額は以下のとおりです。

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者	現役並み	510円	
一般	一般		
小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者	指定難病患者	300円	
低所得者	低所得者Ⅱ	入院90日目まで	240円
		入院91日目以降	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

3-2. 施設基準に関する事項

当病院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

【基本診療料の届出施設基準】

(1) 医療DX推進体制整備加算 3	(2) 医療情報取得加算
(3) 急性期一般入院料 4	(4) 精神病棟入院基本料（15対1）・重度認知症加算
(5) 臨床研修病院入院診療加算（基幹）	(6) 救急医療管理加算
(7) 超急性期脳卒中加算	(8) 妊産婦緊急搬送入院加算
(9) 診療録管理体制加算 1	(10) 医師事務作業補助体制加算 1（15対1）
(11) 医師事務作業補助体制加算 1（50対1）（精神）	(12) 急性期看護補助体制加算（25対1）（看護補助者5割以上）・夜間100対1急性期看護補助体制加算・夜間看護体制加算・看護補助体制充実加算 1
(13) 看護職員夜間16対1配置加算 1	(14) 看護配置加算（精神）
(15) 看護補助加算 1・看護補助体制充実加算 1	(16) 重症者等療養環境特別加算
(17) 無菌治療室管理加算 1	(18) 緩和ケア診療加算・個別栄養食事管理加算
(19) 精神科身体合併症管理加算	(20) がん拠点病院加算 1 地域がん診療病院
(21) 医療安全対策加算 1・医療安全対策地域連携加算 1	(22) 感染対策向上加算 1・指導強化加算
(23) 患者サポート体制充実加算	(24) 重症患者初期支援充実加算
(25) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(26) ハイリスク妊娠管理加算
(27) ハイリスク分娩管理加算	(28) 後発医薬品使用体制加算 1
(29) バイオ後続品使用体制加算	(30) 病棟薬剤業務実施加算 1・2
(31) データ提出加算 2及び4 許可病床数200床以上	(32) 入院退院支援加算 1・地域連携診療計画加算・入院時支援加算
(33) 認知症ケア加算 1	(34) せん妄ハイリスク患者ケア加算
(35) 精神疾患診療体制加算	(36) 地域医療体制確保加算
(37) 救命救急入院料 3・救急体制充実加算 2（A評価）	(38) 小児入院医療管理料 4・養育支援体制加算

【特掲診療料の届出施設基準】

(1) 外来栄養食事指導料 1 ・栄養管理加算	(2) 心臓ペースメーカー指導管理料・遠隔モニタリング加算
(3) 糖尿病合併症管理料	(4) がん性疼痛緩和指導管理料
(5) がん患者指導管理料Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	(6) 外来緩和ケア管理料
(7) 糖尿病透析予防指導管理料	(8) 小児運動器疾患指導管理料
(9) 乳腺炎重症化予防ケア・指導料	(10) 二次性骨折予防継続管理料 1 ・ 3
(11) 慢性腎臓病透析予防指導管理料	(12) 院内トリアージ実施料
(13) 外来リハビリテーション診療料	(14) 外来放射線照射診療料
(15) 外来腫瘍化学療法診療料 1 ・連携充実加算	(16) がん治療連携計画策定料
(17) がん治療連携管理料 1 (がん診療連携拠点病院)	(18) 外来がん患者在宅連携指導料
(19) ハイリスク妊産婦連携指導料 1	(20) こころの連携指導料 (Ⅱ)
(21) 薬剤管理指導料	(22) 連携強化診療情報提供料 注 1
(23) 医療機器安全管理料 1	(24) 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料 (緩和ケア・褥瘡ケア) ・専門管理加算 (緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア)
(25) 在宅療養後方支援病院	(26) 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合) 及び皮下連続式グルコース測定
(27) 造血管腫瘍遺伝子検査	(28) 遺伝学的検査 注 1
(29) BRCA1/2 遺伝子検査 (血液を検体とするもの) 1 卵巣癌患者・2 乳癌患者・4 前立腺癌患者	(30) HPV 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)
(31) 検体検査管理加算 (Ⅱ)	(32) 植込型心電図検査
(33) 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	(34) コンタクトレンズ検査料 1
(35) 小児食物アレルギー負荷検査	(36) 前立腺針生検法 (MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
(37) CT 撮影 (16 列以上 64 列未満)	(38) MR I 撮影 (1.5 テスラ以上 3 テスラ未満)
(39) 大腸 CT 撮影加算	(40) 一般名処方加算
(41) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	(42) 外来化学療法加算 1
(43) 無菌製剤処理料	(44) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) ・初期加算・急性期リハビリテーション加算
(45) 廃用症候群リハビリテーション料 (Ⅰ) ・初期加算・急性期リハビリテーション加算	(46) 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) ・初期加算・急性期リハビリテーション加算
(47) 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ) ・初期加算・急性期リハビリテーション加算	(48) がん患者リハビリテーション料
(49) 通院・在宅精神療法 療養生活継続支援加算	(50) 依存症集団療法 3 (アルコール依存)
(51) 精神科ショート・ケア「小規模なもの」	(52) 医療保護入院等診療料
(53) 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1	(54) 導入期加算 1
(55) 透析液水質確保加算	(56) 慢性維持透析濾過加算
(57) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(58) ストーマ処置・ストーマ合併症加算
(59) 脳刺激装置植込術 (頭蓋内電極植込術を含む。) 及び脳刺激装置交換術	(60) 腎臓刺激装置植込術及び腎臓刺激装置交換術
(61) 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検 (単独)	(62) 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (一連として)
(63) 経皮的冠動脈形成術	(64) 経皮的冠動脈ステント留置術
(65) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	(66) 植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
(67) 大動脈バルーンパンピング法 (IABP 法)	(68) 経皮的動脈遮断術
(69) ダメージコントロール手術	(70) 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
(71) 内視鏡的小腸ポリープ切除術	(72) 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
(73) 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 16 に掲げる手術	(74) 輸血管理料 I
(75) 輸血適正使用加算	(76) 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
(77) 胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(78) 麻酔管理料 (Ⅰ)
(79) 高エネルギー放射線治療	(80) 悪性腫瘍病理組織標本加算
(81) 看護職員処遇改善評価料 58	(82) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
(83) 入院ベースアップ評価料 64	(84)

4. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書の発行をしております。

(一部負担金の支払いのない患者さんにも発行しております。)

明細書には、使用した薬剤や行なわれた検査が記載されますので、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口までお申し出下さい。

令和 7 年 6 月 1 日
岩手県立大船渡病院長